

令和元年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和元年 7月 1日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時 4分

場所 第7委員会室

出席委員 岡田静佳委員長

蒲生徳明副委員長

山口京子委員、木下博信委員、荒木裕介委員、神尾高善委員、齊藤正明委員、柿沼貴志委員、岡重夫委員、白根大輔委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

知久公子公安委員長、富田邦敬警察本部長、斎藤文彦総務部長、森本敦司警務部長、佐伯保忠生活安全部長、山本淳地域部長、岩元正一刑事部長、古賀康弘交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、近藤勝彦監察官室長、伊古田晴正刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、岩崎茂警務課長、林学生活安全部参事官、南雲芳夫地域部参事官、三好幸彦刑事部参事官、鈴木久生運転免許本部長、結城弘交通部参事官、相原浩哉警備部参事官、小川英規総務課長、関田幸春会計課長、山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、會田雄一少年課長、新井智美保安課長、三浦孝一サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、近藤峰彦通信指令課長、大村正幸刑事総務課長、愛敬進組織犯罪対策課長、風上正樹交通総務課長、永谷邦夫交通規制課長、山田雅樹運転免許課長、市原悠樹公安第一課長、千種寿代警備課長、杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、齋藤健一危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、武澤安彦危機管理課長、鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第76号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(危機管理防災部関係)

子供の防災教育について

報告事項(危機管理防災部関係)

指定管理者に係る平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書について
(埼玉県防災学習センター)

【付託議案に対する質疑】

山口委員

- 1 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料については、「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例」で定めていることと、今回の改定が消費税の引上げによるものとの説明があったが、資料にある手数料以外は改定しなくてもよいのか。
- 2 改正内容の2について、100円増額しているものもあれば、1,000円増額しているものもあり、上昇の幅に差があるがなぜか。
- 3 今回の条例改正により、改定される手数料は全て増額となっているようだが、改定しない場合と比較して、県の歳入の収支にどのような影響があるのか。

保安課長

- 1 本条例改正については、標準政令に規定する全ての手数料について、課税の対象となる物件費等に消費税の税率引上げによる影響の試算を行って、現行の手数料と比較して増額となるものを改定するものである。試算に当たっては、全ての手数料が消費税の税率の引上げの影響を受けることとなるが、今回改定する手数料以外の手数料については、端数処理の結果、手数料額に変更はなかったことから改定しないものである。今回改定する7件の手数料については、消費税の税率引上げの影響を計算の上、端数処理を行った結果、増額の必要性があったことから改定するものである。なお、この7件の手数料については、標準政令においても既に改正されている。
- 2 手数料は、大きく分けて「人件費」と「物件費」の合計となっており、各事務において、物件費の内訳が異なることなどによるものである。具体的には、物件費については、例えば、用紙の費用、印刷費等がある。これらの費用に消費税の税率引上げ分を加味することとしているため、例えば、使用する用紙等が少ないものは上昇幅が少なく、使用する用紙等が多いものは上昇幅が大きくなることとなる。
- 3 今回の手数料の改定により、令和元年度の歳入は、290,750円増加となる見込みである。法令ごとの見込み額は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係は増減見込みなし、銃砲刀剣類所持等取締法関係が283,750円の増加、警備業法関係が7,000円の増加を見込んでいる。

白根委員

- 1 税収の増額幅に関し、申請件数の見込みについて伺いたい。
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法の年少射撃資格の認定のための講習の受講者は、県内居住者だけなのか。
- 3 猟銃等の所持許可の取消件数はあるのか。

生活安全部長

- 1 特定遊興飲食店営業に係るものについては、件数の見込みはなく、0件である。また、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料は387件、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料は1,322件、年少射撃資格認定のための講習手数料は16件、機械警備業務管理者講習手数料は7件を予定している。

保安課長

- 2 猟銃等の所持の許可は、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされており、講習についても、その管轄区域内に住所を有する者を受講者として、講習会を開催するものとする定められていることから、県内に居住する者が受講することとなる。
- 3 猟銃所持者が精神障害、アルコール依存、禁錮以上の刑に処せられる、粗暴的性格を有する等の取消事由に該当し、危険を防止するために必要があると認めたときはその許可を取り消すことが可能となっている。取消件数については、平成27年から平成30年までの間で、1件となっている。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（子供の防災教育について）】

荒木委員

子供の防災教育についての危機管理防災部としての取組はどのようなものか。

危機管理課長

小学生などの社会科見学で防災学習センターの活用や教材の作成を行っている。中学生向けの教材は平成18年に、小学生向けの教材は平成30年3月に作成した。小学生向けの教材については、9種類の教材をクイズ形式で分かりやすく作成している。

荒木委員

教材は作成するだけでなく、しっかり活用、周知、普及していくことが大事であると考えが、どうしていくのか。

危機管理課長

県内全小学校に配布し、7月に学校安全教育指導者研修の中で教材の使い方を説明し、活用を促してまいりたい。また、この小学生向けの教材は6月24日に消費者庁の関係団体である消費者教育支援センターが実施する消費者教材の表彰で内閣府特命大臣賞を受賞し、お墨付きをもらっているため、しっかりPRしてまいりたい。

荒木委員

子供は学校への携帯の持ち込みは禁止されていることがあることから、子供向けに分かりやすい災害情報をテレ玉などのメディアで発信できないか。

危機管理課長

現在、防災情報をNHKFMさいたま放送局で発信しているので、子供向けでできるか検討していきたい。またテレビなどの活用の可能性についても検討していきたい。